主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、原審の事実認定乃至証拠の取捨選択を非難し、これを前提として法令遠 背ありと主張するものであって、採用のかぎりでない。

よって、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	下 1	飯坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七